

重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども医療の受給者証をお持ちの方へ

学校などの活動中にケガなどをしたときには…

安平町では、町立の学校、子ども園などに通学・通園している児童については、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済に加入していません。災害共済の対象となる「学校などの活動中の傷病(ケガなど)」については、災害共済を申請することで原則として自己負担額(小中学生3割、未就学児2割)に1割分が加算になった給付金が支給されますので、町が実施している医療費助成の対象外となります。

※災害共済給付制度の内容につきましては、通っている学校などへお問い合わせください。

…医療機関を受診するときには…

- 通っている学校、子ども園などに災害共済を申請することをお伝えください。

※ 町立以外の学校等に通学・通園している場合は、通っている学校等に災害共済の加入状況をご確認ください。

- 医療機関に医療費受給者証を提示せずに受診し、学校などの活動中の傷病であることをお伝えください。
- 医療機関で自己負担金を支払い、後日通っている学校などを通じて災害共済給付金を申請してください。

※ 災害共済の申請に必要な医療機関の証明については、医師会等の御厚意により無料となっております。

- 申請した傷病が対象にならないなど災害共済の給付が受けられない場合には、領収書を添えて町に医療費払い戻しの手続きをしてください。

◀ 医療費受給者証を提示して受診した場合は、その際の医療費を返還していただくことがありますのでご注意ください。 ▶

◆ 学校などの活動(学校の管理下)となる場合 (例)

- 各教科(科目)、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、子ども園における保育中
- 特別活動中(児童・生徒会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など)
- 部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
- 始業前、業間休み、昼休み、放課後
- 登校(登園)中、下校(降園)中
- 鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など

◆ 災害共済給付金の対象となる傷病(ケガなど)の範囲

負傷	学校の管理下の事由によるもので、初診から治癒までの療養に要する費用の額が5,000円以上のもの
疾病	学校の管理下の事由によるもので、初診から治癒までの療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの ● 学校給食等に因る中毒・ガス等に因る中毒 ● 熱中症、溺水、異物の嚥下、漆等に因る皮膚炎 ● 外部衝撃等に因る疾病 ● 負傷に因る疾病

※医療給付に関してご不明な点は、下記担当グループまでお問合せください

(担当グループ) (総合庁舎) 健康福祉課 (国保・介護グループ) 電話 29-7072、
(総合支所) 住民サービス課 (住民サービスグループ) 電話 25-2411

